

北庄内合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 会議の運営に当たっては、住民の意向を広く反映させながら公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の副会長及び委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 議事の表決は、全会一致によることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、会長及び出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 前項ただし書による表決に当たっては、出席委員全員の同意を必要とする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することによって、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、あらかじめ議長が会議に諮り非公開とすることができる。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 会議場において、資料や文書等を配布しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。